

令 和 4 年 度

学校安全教室推進事業

交 通 安 全 教 室

【日程】令和4年10月25日（火）

【会場】大阪私学会館 4階 講堂

【主催】文部科学省・大阪府教育庁

令和4年度学校安全教室推進事業交通安全教室 実施要項

- 1 目的 交通安全教育に係る課題の解決に向けて、教職員の資質と指導力の向上を図り、各校における交通安全教育の推進に資する。
- 2 主催 文部科学省・大阪府教育庁
- 3 日時 令和4年 10月 25日（火） 14：00～17：00
- 4 会場 大阪私学会館 4階講堂
大阪市都島区網島町 6-20
JR 大阪城北詰駅 3番出口より西（右）へ徒歩2分

5 時程等

時刻	内 容	講 師 等
13:30～14:00	受付	
14:00～14:05	開会・あいさつ	大阪府教育庁 教育振興室 保健体育課
14:05～15:35	講義 「道路交通法の改正に伴い適切に対応するために ～発達段階に応じた交通安全教育の在り方～」 (90分)	一般財団法人 日本交通安全教育普及協会 教育推進室 主幹 大木裕史
15:35～15:50	休憩（15分）	
15:50～16:15	実践発表 「八尾翠翔高校における交通安全教育の取組み」 (25分)	大阪府立八尾翠翔高等学校 生徒指導部長 日高 丈詞
16:15～16:40	講義 「二輪車関連事故防止対策」 (25分)	大阪府警察本部 交通総務課 自転車対策室
16:40～17:00	事務連絡	

6 対象者

- (1) 府立学校の交通安全教育担当教職員
- (2) 市町村教育委員会の指導主事等及び市町村立学校園の交通安全教育担当教職員
- (3) 私立及び国立の学校園の交通安全教育担当教職員

【講義】

**「道路交通法の改正に伴い適切に対応するため
～発達段階に応じた交通安全教育の在り方～」**

一般財団法人 日本交通安全教育普及協会 教育推進室

主幹 大木 裕史

【MEMO】

令和4年度学校安全教室交通安全教室

道路交法改正に伴い、適切な対応をするために
～発達段階に応じた交通安全教育の在り方～

一般財団法人 日本交通安全教育普及協会
教育推進室 主幹 大木 裕史

(1) 全ての年齢層に対する自転車乗用時の ヘルメット着用の努力義務化

- 頭部受傷の交通事故において、ヘルメット着用による被害軽減効果は、統計上明らかであり、世代を問わず、着用が望ましい。
- 小・中学生のヘルメット着用には徐々に進んでいるが、その他の年代では着用が進んでいない。
- 第11次「交通安全基本計画」(H3～H7)において、全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメット着用を推奨

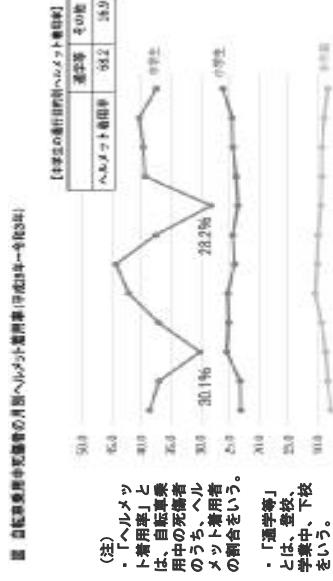
- ◎ 全ての年齢層に対する自転車乗用時の
乗車用ヘルメット着用の努力義務化
- 施行日：交付日（令和4年4月27日）から
1年以内の政令で定める日

3 JATRAS

1. 道路交通法の一部を改正する法律 (令和4年4月27日付)に係わる内容 学校安全(交通安全)



自転車乗用中死傷者の月別ヘルメット着用率



年齢層	乗用車	自転車	うち15歳以下
未満	41.1%	45.5%	41.1%
10代	31.7%	93.3%	41.1%
20代	15.5%	93.3%	15.5%
30代	3.7%	100.0%	15.5%
40代	1.7%	100.0%	15.5%
50代	0.0%	100.0%	15.5%
60代	0.0%	100.0%	15.5%
70代	0.0%	100.0%	15.5%
80代	0.0%	100.0%	15.5%
90代	0.0%	100.0%	15.5%

大阪府の15歳以下の自転車乗用中の死傷者
者のうちヘルメット着用率は8.4%にとどまる。
（令和3年大阪版の交通白書より作成）

中学生については、8月が28.2%、3月が30.1%と他の月と比較して低い。
さらに、通学等以外での着用率は16.9%にとどまる。



4 JATRAS

(2) 電動キックボード等の現状と新たなルール

- ・現在は原動機付自転車（原付）として扱われる。

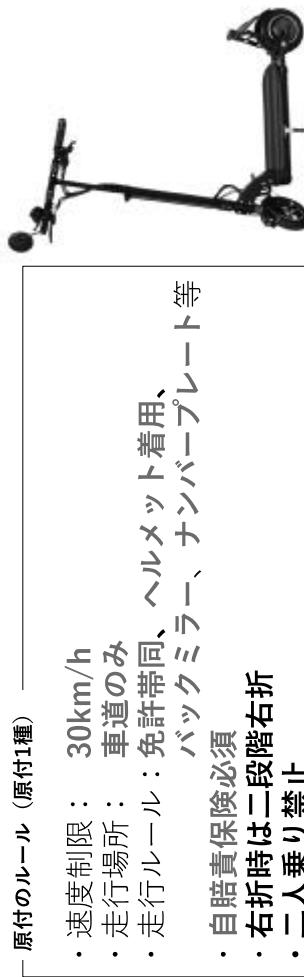


電動キックボード 特例

電動キックボード

電動ギクボーデ

- ・現在は原動機付自転車（原付）として扱われる。



原付のルール（原付1種）

- ・速度制限 : 30km/h
 - ・走行場所 : 車道のみ
 - ・走行ルール : 免許帯同、ヘルメット着用、ナンバープレート等
 - ・自賠責保険必須
 - ・右折時は二段階右折
 - ・二人乗り禁止

モード

特例電動キックボード

・遊具 → 自動車や自転車、バイクの仲間ではない。

- ・公道走行実証実験として、令和3年4月より、国の認可を受けた事業者のシェアリングサービスの電動キックボードは、**特別電動キックボード**となる。

- ・特例電動キックボードは小型特殊自動車として扱われる。

小型特殊自動車のルール

- ・速度制限： 15km/h
- ・走行場所：車道、自転車道
- ・走行ルール：普通自動車運転免許

・自賠責保険必須
・二段階右折禁止
ナシバープレ
ベルクスノット

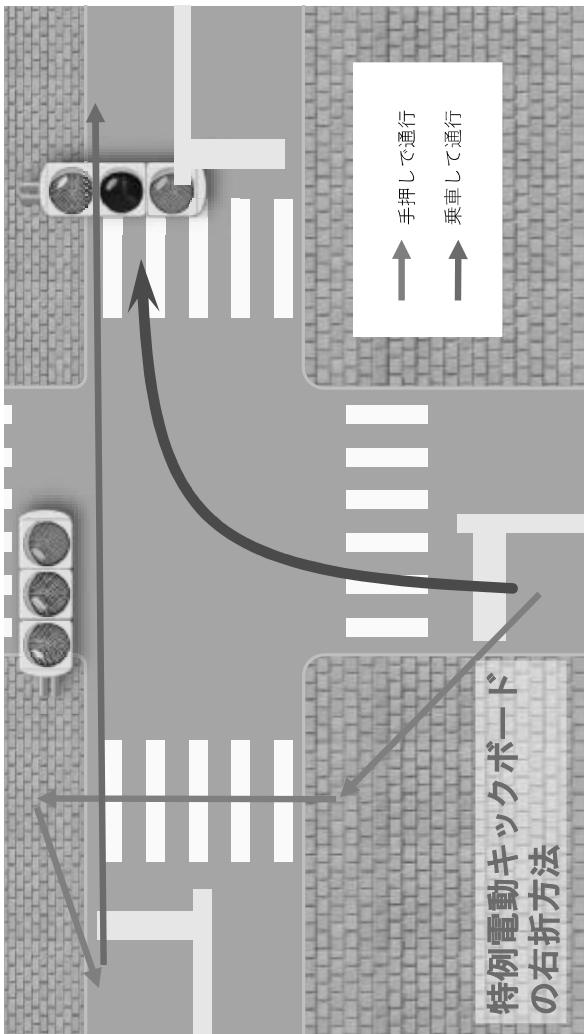
4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。
（中路） 三段のひん（ほん）な道路において、球戦をし、ローラー、スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

※違反すると5万円以下の罰金

公道での走行は完全に禁止ではないが、
交通事故の多い道路では禁止となる。

LATIN

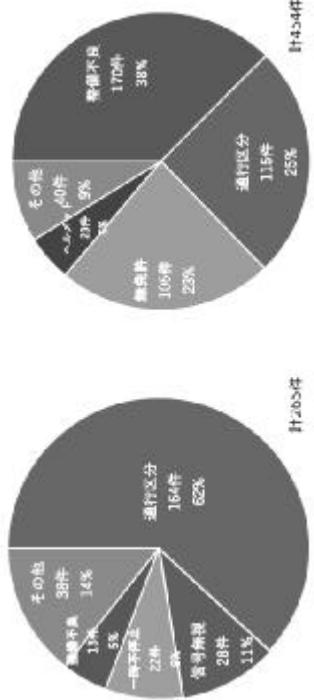
INTRO



特例電動キック
ボードで走行可能

電動キックボードが関与する交通事故①

運動キックボードが関与する事故の発生状況①



● 特徴不詳 ■ 滅ぼし区分 ■ 開拓者 ■ ハルムラ ■ 通す筋が通すは14
● 「手の物」山 滅ぼしが通すは3件

令和4年6月15日
(水)
第2回バーソナルモ
ビリティ安全利用官
民協議会
警察庁説明資料より



特例電動キックボーダーで走行不可

改正後のルール③

施行日：令和4年4月27日
道整交通法の一部を改正する法律案要綱
第二 特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定の整備より抜粋

道整交通法の一部を改正する法律案要綱
第二 特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定の整備より抜粋

交付日：令和4年4月27日
施行日：交付日から2年内の政令で定める

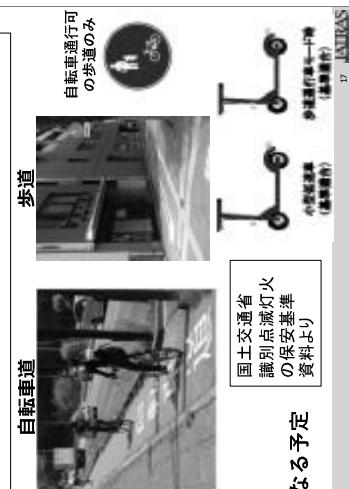
●特定小型原動機付自転車は、乗用車道を通行することができる。

●特定小型原動機付自転車（特定小型原動機付自転車のうち、歩道又は路肩帯（以下「歩道等」という。）を通る間当該特定小型原動機付自転車等が歩道等における一定の要件に該当することと、車体の構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして一定の基準に該当することと等の一定の要件を有するものとして一定の要件を有するものと定めることとする。他の車両を牽引していないもののがいふ。）は、道路標識等により特別特定小型原動機付自転車が歩道等を通行することができる。

通行可能な場所

- ・車道
- ・普通自転車専用通行帯
- ・自転車道（自転車レーン）
- ・一定の速度（6km/h以下）で、
通行可能な標識があれば、例外的に
歩道を通行できる。

※車両区分が切替え可、識別点滅灯火の装置を設置となる予定



19 LATIAS

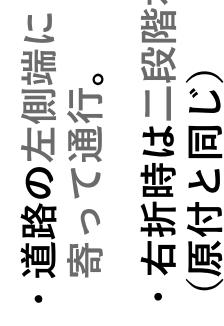
改正後のルール⑤

道整交通法の一部を改正する法律案要綱
第二 特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定の整備より抜粋

交付日：令和4年4月27日
施行日：交付日から2年内の政令で定める

●特定小型原動機付自転車は、道路の左側端に寄つて当該道路を通行しなければならないこととするほか、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならないこととする。

- ・道路の左側端に寄つて通行。
- ・右折時は二段階右折。
(原付と同じ)



20 LATIAS

●ながら運転は禁止です。・飲酒運転は禁止です。



その他のルール

道整交通法の一部を改正する法律案要綱
第二 特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定の整備より抜粋

交付日：令和4年4月27日
施行日：交付日から2年内の政令で定める

●特定小型原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらるよう努めなければならないこととする。
●公安委員会は、特定小型原動機付自転車の運転に際し政令で定める特定小型原動機付自転車危険行為を反復してした者が、更に特定小型原動機付自転車の運転で定める交通の危険を生じさせると認めるとときは、その者に対し、三ヶ月を超えない範囲内で期間を定めて、公安委員会が行う特定小型原動機付自転車の運転による危険を防止するための講習を受けるべき旨を命ずることができる。

- ・最大三ヵ月以内に悪質・危険な違反行為を繰り返す者には、講習の受講を命令。
命令違反には罰則あり。



21 LATIAS

改正後のルール④

道整交通法の一部を改正する法律案要綱
第二 特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定の整備より抜粋

交付日：令和4年4月27日
施行日：交付日から2年内の政令で定める

●ながら運転は禁止です。



- ・ヘルメット着用の努力義務

22 LATIAS

新たな交通ルール（モビリティ社会）に向けた課題

令和4年4月27日 改正法 交付

現行のルールの周知徹底と
新たな交通ルールへ対応するためには
適切な交通安全教育が重要



令和6年4月まで 改正法 施行予定

特定小型原動機付自転車の課題への対応

現在、個人所有の電動キックボードの多くはインターネットで購入されている。

・道路交通法の改正により懸念されること
16歳以上免許不要・ヘルメット着用努力義務・歩道通行一部可(6km/h以下)

- ヘルメット着用の促進…努力義務であるが、被害軽減のため着用が基本
- 運転免許を持たない購入者等…交通ルールの周知等の交通安全教育(歩道通行及び逆走禁止など)
- 安全な車体の購入及びナンバープレートの確実な取得と自賠責保険加入の徹底
- 16歳未満の利用防止対策…利用者の年齢確認対策、又貸し・転売対策

◆駐車場 駐車場の確保

23 LATIAS

新たな交通ルール（特定小型原動機付自転車）

- 性能上の最高速度や大きさが自転車と同程度の電動キックボーデ等について、自転車と同様の交通ルールを新たに定める。

現状では、
原動機付自転車
に該当し、
原付以上の運転
免許が必要

(2) 運転することができる者

●年齢制限(16歳未満は運転を禁止)
●運転免許は不要

●販売やシェアリング事業者に対し、
交通安全教育を行努力義務を課す

(4) 乗車用ヘルメット

●全ての年齢層で、着用は努力義務

(5) 違反者に対する措置

●交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象

●悪質・危険な違法行為を繰り返す者には講習を命令

（命令違反には罰則）



(3) 通行場所

●車道、
自転車道(対面通行可)、
普通自転車専用通行帯(自転車
レーン)を通行

※最高速度(6km/h)とそれに運転する長
度を示した場合には、例外的に歩道(自転車歩道通
行可)等の通行可

電動キックボーデに応じた交通安全教育

原付・自動二輪等の運転免許を持たない生徒を対象
特定小型原動機付自転車(電動キックボード)に予想される交通安全教育

- ヘルメットの着用を推奨
- 交通ルールの知識と確認
- 違反や事故を起こした時の対応
- 実技として運転技術
- 混合交通下でのマナー・モラル
- 救命救急法
- ナンバープレートの取得と自賠責保険の加入

24 LATIAS

16歳以上は運転免許不要となる以上、多くの高校生が電動キックボードの日常での乗用や、通学時への利用も予想される
教育委員会の基本方針を踏まえ、高等学校校長会、高P連の対応、地域の自動車学校や関係機関と連携した、高校生等を対象とした交通ルールの学習や安全運転講習等の交通安全教育が求められる

22 LATIAS

2. 大阪府の児童生徒の交通事故状況



JATRAS 日本文交通安全教育及協會

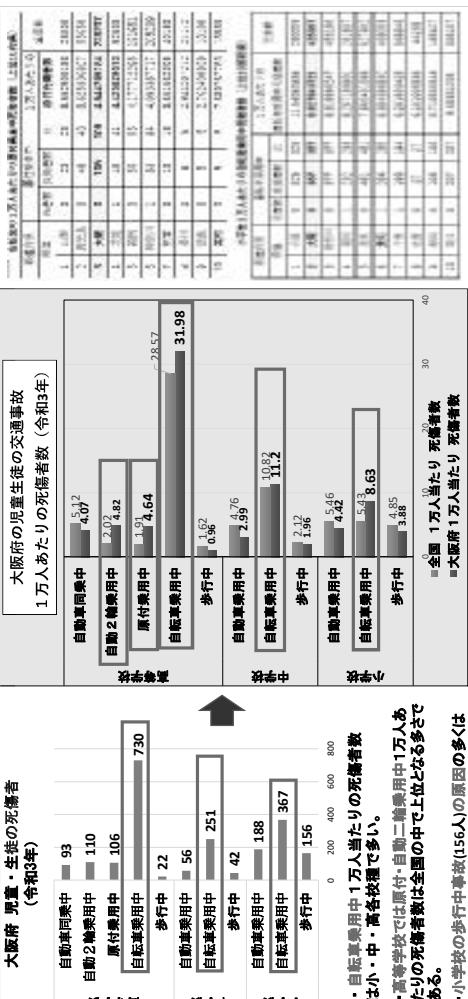
3. 幼児・児童の交通行動特性等

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。
必要な基礎知識として、紙芝居、音聴覚教材等を利用したり、親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努める。

【文部科学省交通安全業務指導計画(1)学校における交通安全教育の推進 より抜粋】



大阪府における児童・生徒の交通事故状況



*1万1人あたりの死傷者数（文部科学省令）と3年「学校基本調査」の児童生徒数から算出をもとに全国順位を表します。
（交通事故死傷者数データ提供：財団法人交通事故総合分析センター）

●「見えない危険」が想像しにくいくらい



- 児童は大人の様子をよく見て、まねをする
 - ◆横断歩道があつても近いところを大人が横切つたりすると、渡れるどころかと思つてまねをします。
 - ◆車が来ないからと大人が信号無視して横断するなど、大人の判断はわからぬいため、渡れると思つてまねをします。



【参考】政府インターネットテレビの動画
[聞いてナッ得！～みんなで取り組もう！子供の交通事故防止より]

- 大人(先生・保護者)は交通ルールやマナーを守り、きちんととしたお手本を示すことが大切
- 交通安全教育は「継続」が重要
→その場だけで終わらず、家庭でも連携した指導が効果的

JATRAS

29

●青信号は「進むことができる」の意味です。



横断しているとトラックが左折してきました。
青信号は「進め」という意味ではありません。
交差点では、自分で車などの状況を確認して、
左右だけでなく、前や自分の後ろにも気を付けて
なければなりません。

状況によって安全が確保できなければ、進まないこともあります。

●大人を頼る、まねをしがち

- 児童は大人の様子をよく見て、まねをする
 - ◆横断歩道があつても近いところを大人が横切つたりすると、渡れるどころかと思つてまねをします。
 - ◆車が来ないからと大人が信号無視して横断するなど、大人の判断はわからぬいため、渡れると思つてまねをします。

【参考】政府インターネットテレビの動画
[聞いてナッ得！～みんなで取り組もう！子供の交通事故防止より]

- 大人(先生・保護者)は交通ルールやマナーを守り、きちんととしたお手本を示すことが大切
- 交通安全教育は「継続」が重要
→その場だけで終わらず、家庭でも連携した指導が効果的

4. 自転車の安全利用についての指導

自転車安全利用五則も参考とし、自転車の安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守など、児童生徒が自主的に安全な行動ができるよう指導を行うとともに、自転車を運転する際は、加害者側にもなり得ることから運転者の責任や保険制度についても指導する。

【文部科学省交通安全業務指導計画(1)学校における交通安全教育の推進 より抜粋】

JATRAS 日本国際交通安全教育普及委員会

30 JATRAS

2020年6月30日

危険行為（15類型）

一部改正

信号無視

通行禁止違反

歩行者道路における車両の義務違反（通行違反）

通行区分違反

路側帯通行時の歩行者の通行妨害

遮断踏切入り

交差点安全進行義務違反等

交差点優先車妨害等

環状交差点安全進行義務違反等

指定場所一時不停止等

歩道通行時の通行方法違反

制動装置（ブレーキ）不良自転車運転

酒酔い運転

安全運転義務違反

妨害運転

自転車運転者講習制度

3年間に2回以上発生された

違反者に講習（3時間）受講を義務化

自転車運転者講習制度の流れ



14歳以上であれば、中・高校生も取り締まりの対象！

※受講しなかった場合：5万円以下の罰金

37

JATRAS 日本交通安全教育普及協会

5. 学校安全と交通安全教育

学校保健安全法 第27条第1項（学校安全計画の策定等）
 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

学校安全**学校安全の活動と危機管理の対応**

自ら考え、主体的に判断・行動できる子供の育成をめざして

38

JATRAS

自転車損害賠償責任保険等の加入義務化**自動車任意保険・火災保険等の付帯特約****自転車保険**

「大阪府自転車の安全で適正な利用促進に関する条例」で保険加入が義務化されました

例：TSマーク付帯保険

(点検から一年以内)



保険の種類		保険の必要
自転車事故付帯保険	自転車事故に備えた医療（コンビニ、インターネット）	自転車事故付帯保険
個人賠償責任保険	自転車保険契約にて付帯した医療	火災保険の契約で付帯した医療
火災保険付帯保険	火災保険契約にて付帯した医療	傷害保険契約にて付帯した医療
損害保険付帯保険	損害保険契約にて付帯した医療	団体の構成員向けの医療
会社等の健康保険	PTAや学校が窓口となる医療	PTAや学校が窓口となる医療
PJAの健康保険	会員が、市民病院など	会員が、市民病院など
共済	自転車の裏面に付帯した保険	自転車の裏面に付帯した保険
TSマーク付帯保険	カード式保険	カード式保険
クレジットカードの付帯保険		

●死亡・重傷後遺障害 1億円（限度額）

●入院15日以上 10万円（一律）

39

JATRAS

学校教育活動全体を通じた交通安全教育の学習指導・活動内容 例

交通安全教育	交通安全学習	<ul style="list-style-type: none"> ●体育科の保健領域、保健体育科の「保健分野」における交通安全に関する学習 ●関連教科における交通安全に関する学習（「社会」外語話「外国語活動」等） ●生活・総合的な学習の時間における交通安全に関する学習 ●学校行事（例）交通安全教室、校外学習実施に係る交通安全指導 ●自立活動における交通安全マップを基にした危険回避・危険回避能力の育成 ●特別な教科である道徳における交通安全に関する価値項目の学習
交通安全指導	日常の指導	<ul style="list-style-type: none"> ●節度・節制・尊制・禮貌精神 公徳心、公共の精神 生命の尊さ ●特別活動 ○学級活動(2)・H.R活動 (危険予測の学習) ●学校行事（例）交通安全教室、校外学習実施に係る交通安全指導 ●児童会活動、生徒会活動、クラブ活動 <p>例) 登下校時の交通安全</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日常の学校生活における交通安全活動 ●高校生による主催的な交通安全活動 <p>例) 朝帰りの会「休み時間」等の交通安全に係る一時指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ●部活動等の課外における交通安全指導 ●学校行事（例）交通安全教室等の実践的な集団活動を通して 総合的・汎用的な力に変える ●家庭、地域、関係機関と連携した早生活や実社会で実践できるようにする ●日常随時の一時指導（朝や帰りの会、短学年会、短学年会・S.H.R等）： <p>自己決定したことの実践・習慣化や実践を振り返る</p>
交通安全指導	事前活動・事前学習	<p>事前活動・事前学習</p> <p>○保健体育で学習した交通安全に関する知識</p> <p>○交通安全に関する実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アンケートや調査結果を活用し、自分自身の課題として捉える
事後活動・事後指導	「学級活動(2)の時間」の活動 危険予測学習 (KYT)	<p>「学級活動(2)の時間」の活動 危険予測学習 (KYT)</p> <p>○集団思考を生かした個々の意思決定</p> <p>●交通状況説取→危険の予測と、最も起こりやすい危険の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> ■危険回避方法の話し合い ■自分がとる危険回避の具体行動の意思決定 <p>●学級活動の授業後 自己決定の振り返りや事後アンケートによる検証 授業改善へ</p> <p>○学校行事（例：交通安全教室等）の実践的な集団活動を通して 総合的・汎用的な力に変える</p> <p>○家庭、地域、関係機関と連携した早生活や実社会で実践できるようにする</p> <p>●通学用自転車の心のケア、危機管理マニュアル作成・見直し・改善と想定訓練</p> <p>●通学用自転車の整備・点検など</p> <p>●校内の協力体制 教職員研修</p> <p>●交通街頭指導、地域ご連携した通学路立派指導など</p>

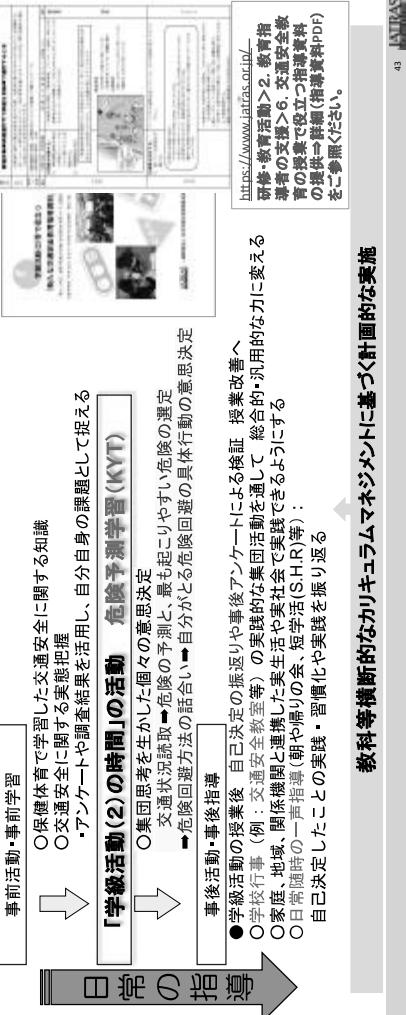
41

42

特別活動(学級活動(2))における交通安全指導

- 「学級活動(2)日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」
 - 他の生命を尊重し、危険を予測し、事前に備えるなど日常生活を安全に保つため必要なことを理解する。
 - 進んで決まりを守り、危険を回避し、安全に行動できる能力や態度を育成する。

※小学校学習指導要領 解説 特別活動編（学級活動）ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 参照



43

44

教科等（体育科・保健体育科等）における交通安全学習 ～各学校段階に応じて身に付けるべき事項(各種別の学習指導要領より)～

【高等学校】 ※高等学校 新学習指導要領保健体育科「保健分野」の安全な社会生活(4)交通安全 参照

- 交通事故を防止するには、自他の生命を尊重するなどもしくは、自分自身の心身の状態や周囲の環境、車両の特性を把握する。個人の適切な行動、交通環境の整備が求められるようになる。
- 交通事故による損害の多くは安全な行動、環境の改善によって防止できることについて理解を深めること。
- 交通事故や自然災害などによる被害者は、人の要因や環境要因などが關わって発生することについて理解を深めること。

【中学校】 ※中学校学習指導要領 保健体育科(保健分野)(3)(7)(1)参照

- 交通事故や人身の危険が原因となることについての構えを身に付けて、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めること。
- 交通事故等による損害の多くは安全な行動、環境の改善によって防止できることについて理解を深めること。

【小学校】 ※小学校学習指導要領 体育科(5年及び6年)G保健(2)①参考

- 交通事故や人身の危険について避けるのがの防止には、周囲の危険に気づくこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であることを理解すること。
- 情筋の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付けるようにすること。

【幼稚園等】 ※幼稚園学習指導要領 第2章 健康 内容の取扱い(5)参照

- 情筋の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付けるようにすること。
- 安全に対するまことに付けるようにすること。

【特別支援学校】 ※特別支援学校教科別教育要領、小学校・中学校学習指導要領参考

- 児童生徒等の一人一人の障害の状態を適切に把握し、教育活動全体を通じて安全教育を推進する体制をつくる。
- 児童生徒等の一人一人の障害の状態を適切に把握し、教育活動全体を通じて安全教育を推進する体制をつくる。

教科等横断的なカリキュラムマネジメントに基づく計画的な実践 教科教育全体を通じた計画的な指導

学校安全計画 (例)



45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

1. 県立豊浜小学校「マップウォーキング」[②]

事故を未然に防ぐための安全管理

5. 地域と連携した通学路の安全確保

IIATRAS 一般社団法人
日本交通安全教育普及協会

45

1. 香川県観音寺市立豊浜小学校 17年間、毎年行う「マップウォーキング」①

卷之三



「学校における交通安全教育に関する協議会」シンポジウム資料より

① 例ointeractivepointsourcesdangerousroadschoolchildren

- 

1. 横断歩道

 - 子供たちが渡る前に待つ安全な待機場所が狭い
 - 交通指導員さんや地域の交通ボランティアさんがいない
 - 植え込みや樹木などでドライバーから子供たちが見えにくい
 - カーブの直近、フェンスの遮蔽物などドライバーから横断歩道が見えにくい

2. 歩道・路側帯

 - 安全に歩ける十分な路側帯の幅員がない
 - 道路上に駐車車両が多くたり、自転車が放置されていて、車道にはみ出さないとい通行できない
 - 歩道が途中でなくなり、車道を歩く場所がある
 - コンビニやスーパー、病院など駐車場に面し、車の出入りが多い



48

2. 子供の視点等で、通学路の危険を発見するポイント例 ②

- 交差点
- 信号を待つ待機場所は防護のためのパビリオナーや柵がない
- 歩行者用信号の秒数が短い

家の埠や植樹などで、子供からもドライバーからも見通しが悪い
※歩行者用信号が「青」であつても、右左折の車がくるること。見通しの悪い交差点では、ドライバーからも子供たちが見えないため、一度止まって車が来ていないか確認するよう指導します。

4. 雨天時

- 雨が降るといつも大きな水たまりができる場所がある
フタのある側溝の割れや水路への転落のおそれがある
- 歩道・路側帯の幅員が狭く、電柱などがあり、傘をさして歩くと車道へはみ出す

5. 安全な場所：何かあつたら助けを求めることができる（迷子）ところ

(例：110番の家やコンビニ、ガソリンスタンドなど)

自ら考え、主体的な判断・行動力を育成する交通安全教育

6. 発達段階に応じた 交通安全教育の効果的な指導法

JATRAS 日本交通安全教育普及協会

3. 身の回りの「ヒヤリ・ハット」経験を生かした「地域安全マップ」 ～安心・安心な街をめざして、みんなの考え方を伝えよう～

①Googleフォームで作成した質問をQRコードで読み取る
②各自で回答した内容はGoogleスプレッドシートに集約される
③Googleマイマップからスプレッドシートを選択して地図が反映された地図ができる
④危険箇所のアイコンをクリックするとGoogleフォームで回答した内容が表示される
⑤スマホやタブレットで撮った写真も表示できる。

3. 発達段階に応じた交通安全教育の内容と手法（例）



「子供のための交通安全教育入門」より

兵庫県立東播磨高等学校におけるモデル事業（概要）

▶ 日時：2020年7月9日(木)10:35～12:30

▶ 会場：兵庫県立東播磨高等学校

▶ 主催：一般財団法人日本交通安全教育普及協会

▶ 協力：東播自動車教習所

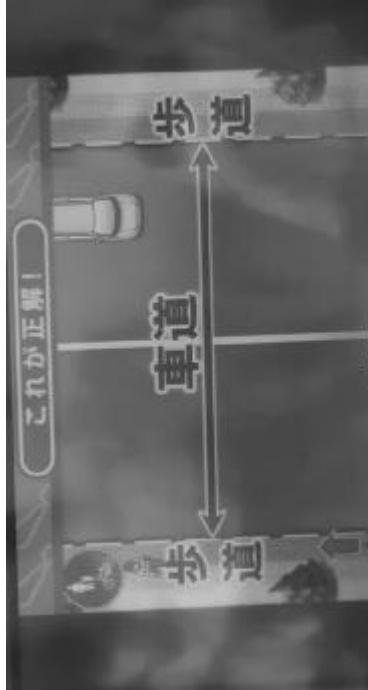
▶ 対象：1年生1クラス(40名) コロナ禍のため代表クラスのみ実施

時間	グループA	グループB	グループC
集合（移動）			
10:35～10:40	5		
10:40～11:10	30	グループバイカッシュョン 【国語室】	法規学習 【体育館】
11:10～11:20	10		休憩・移動
11:20～11:50	30	法規学習 【1-1教室】	グループイスカッシュョン 【国語室】
11:50～12:00	10		休憩・移動
12:00～12:30	30	体験学習 【体育館】	法規学習 【1-1教室】
12:30～			終了

地域の自動車学校と連携した高等学校における交通安全 法規学習事例

▶ 自転車の交通ルール(自転車安全利用五則)の講義

▶ 事故事例等を盛り込み、自転車事故は他人事ではないことを理解する



55 LATIAS

地域の自動車学校と連携した高等学校における交通安全 体験学習事例

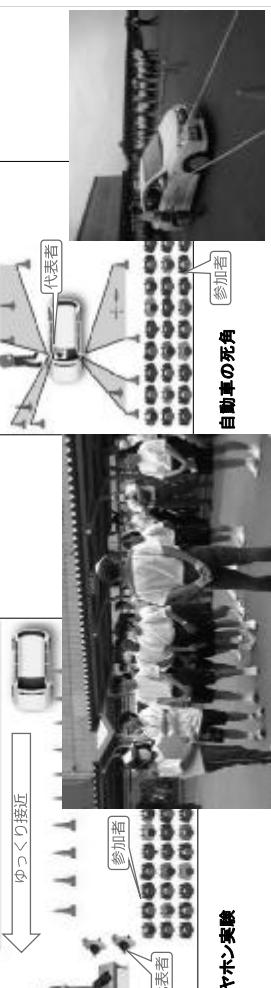
●下記2種の項目について、体験学習を実施(保健体育の授業)

イヤホン実験

ヘッドホンで音楽を聴いている時に、後ろから自動車が接近していくと、どのタイミングで気づくか実験し、自動車に気づけなくなる危険性を体験

自動車の死角

自動車の運転席に乘车し、運転者からはピラー(窓枠)等に隠れて見えない場所があることと体験させ、アイコンタクトの重要性や交通他者の必要性を学ぶ



54 LATIAS

地域の自動車学校と連携した高等学校における交通安全学習

グループディスカッション事例

- ▶ 高校生徒の自転車通学風景を撮影した動画を視聴し、どのような交通事故があるか、その違反によりどのような事故が発生するかを考えるか、個人で考えワークシートに記入
- ▶ 映像の中で違反していた人を自分に置きかえ「なぜ危険な行動をしてしまうのか」「どうすれば安全に行動できるようになるのか」を考える
- ▶ グループでお互いの意見を発表し共有する
- ▶ 自転車事故(に遭わぬ)、起こさぬために「自転車目標」を考える(模範解答ではなく、本当に自分でできることとして、ワークシートに記入する)



55 LATIAS

安全運転指導事例 地域の警察と連携した交通事故

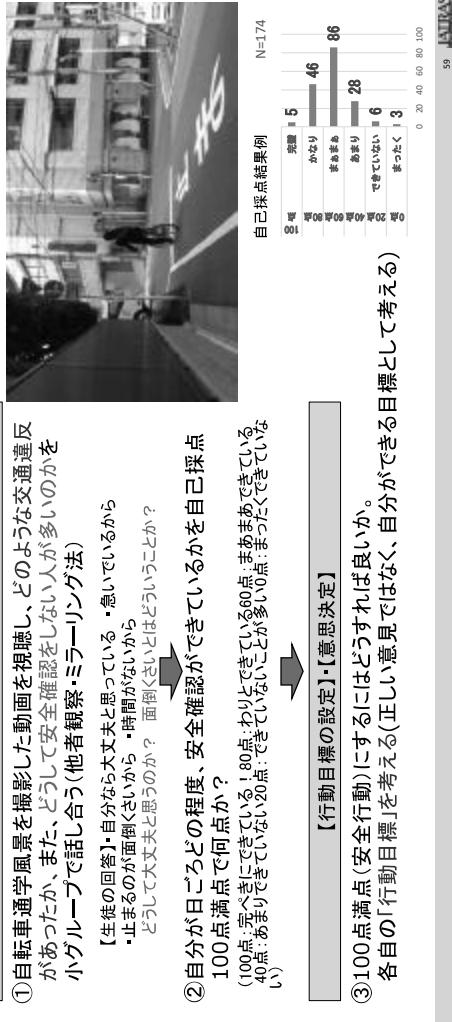
警察との連携した事例：「自転車指導警告票」の情報対象は14歳以上

- 交通安全教室
各種情報の提供
交通安全教材作成
改正
警 告 票
件 数

事例 中学校の自転車安全指導の展開

自転車通学風景の動画視聴により、危険行動の要因や安全な行動を考えるための情報を共有

原因の追究と問題の解決



例題3-1 高校生が主目的に取組む交通安全活動の指導事例

【文部科学省学校安全ポータルサイト】今月のニュースバシクナンバー
令和3年9月号より

- （1）実践事例叢書
【宮城県立高等学校】



LETTERS

中学校の白井市立中学校の事例 [B25-25]

- ▶ 中学校における、オンラインとICT(タブレット端末)を活用した新しい形式による授業として実施
- ▶ 座学(自転車の交通ルール等)の中で簡単な範囲に対して、生徒はタブレットで回答
- ▶ 教育用アプリを使って、学級の回答状況が数値化されたり、生徒も他の生徒の意見が分かる



LETRAS 60 61

60

【オニライントラフィック端末用(B3.5-25)】

- ▶ 中学校における、オンラインとICT(タブレット端末)を活用した新しい形式による授業として実施
- ▶ 座学(自転車の交通ルール等)の中で簡単な範囲に対して、生徒はタブレットで回答
- ▶ 教育用アプリを使って、学級の回答状況が数値化されたり、生徒も他の生徒の意見が分かる
- ▶ ディスカッションについてもタブレットで会話を活用して全体で共有



LETRAS 60 61

60

小学校における危険予測学習のねらい



(ア) 危険感受性を高める

直面する交通状況等にある顕在危険（見える危険）、潜在危険（見えない危険）を予測する。

(イ) 危険回避能力を高める

予測される危険に対する最適な回避方法を選択し、自己決定する。危険予測の一般化ができる（汎用的な力）こと適切な安全行動ができる。（適応力）

(ウ) 交通社会人としての自覚を高める

他者及び自らの次の行動に伴つて発生する可能性のある危険にも気づき、静かな判断のもと、安全な行動が取れるようになる。

「どのような」「どうすれば」オープンクエスチョンで発問

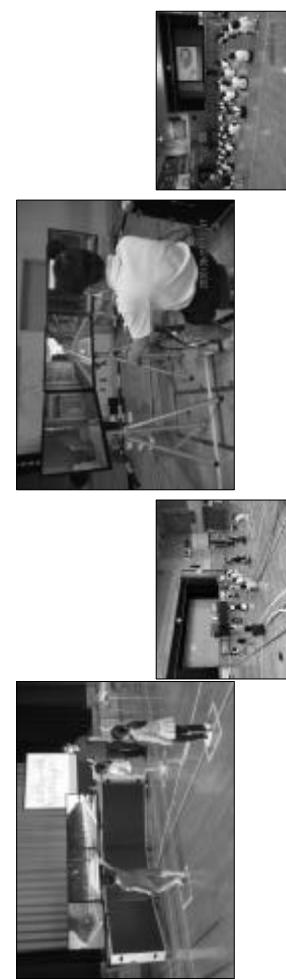
61 LATRAS

シミュレータを活用した参加体験型交通安全教室 指導事例

① 歩行シミュレータ

② 自転車シミュレータ

- 単なる交通ルール学習ではなく、死角から飛び出していく自転車等の潜在的な危険や、青信号での横断中の右左折車の危険等、現実に即した複雑な体験と危険予測を実験することによって学ぶことができる。
- 新型コロナ感染症対策として、今年度は学校の要望に応じて実施複数学級同時あるいは学年全体で実施する場合もある



63 LATRAS

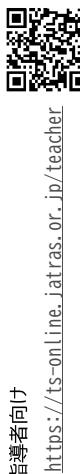
交通安全オンライン教室(Webサイト)の開設

- 作成した教材コンテンツの公開・普及を目的としたプラットフォーム(Webサイト)「交通安全オンライン教室」を開設

- 危険予測学習等をテーマとした動画を公開している「メインページ」、ワークシート・指導案を公開している「指導者向けページ」の2種を作成（お試しください！）

メインページ

<https://ts-online.latras.or.jp/teacher>



指導者向け

<https://ts-online.latras.or.jp/teacher>



動画は、学習の進行に合わせて分割して再生する仕様で、動画ページャーの画面の手前に表示され、動画を遷移する入口

学習対象を選択し、動画ページャーに入る入口



62 LATRAS

発達特性に応じた交通安全教育の効果的な学習指導 事例

- 金沢大学附属特別支援学校 吉岡 学先生 「学校における交通安全教育に関する協議会」シンポジウム資料より

●わかりやすい教材

- 知的障害児の日常生活を具体的に再現できる
- 繰り返し「学習したこと」、「行動したこと」を再現できる
- 移動とは、何かしらの目的がある行動
- 児童には、目的を定めて学習を行うことが有効

金沢大学附属特別支援学校



「安全に買い物をしよう」
（模擬場面）

自転車シミュレータを活用
危険予測学習

64 LATRAS

ご清聴ありがとうございました。



JATRAS 一般社団法人
日本交通安全教育普及協会

【MEMO】

【講義】

「八尾翠翔高校における交通安全教育の取組み」

大阪府立八尾翠翔高等学校
生徒指導部長 日高 丈詞

【MEMO】



実践発表

八尾翠翔高校における 交通安全教育の取組み

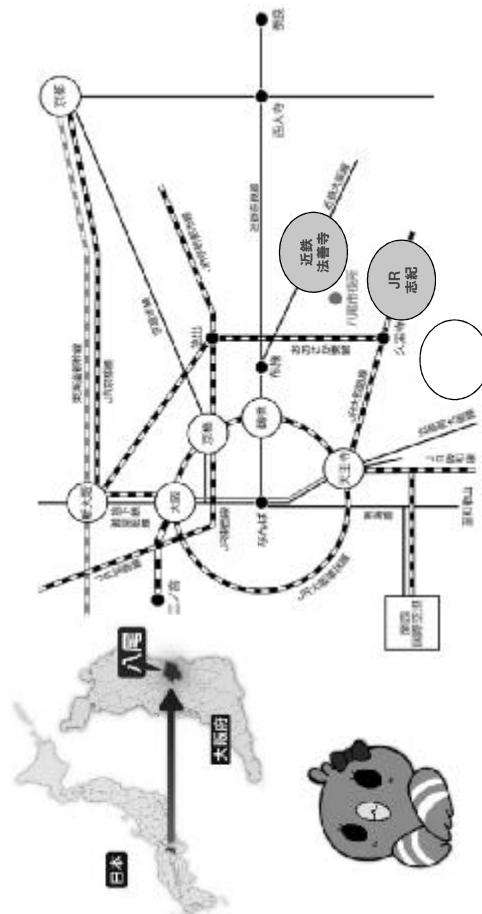


大阪府立八尾翠翔高等学校
生徒指導部長 日高 文詞



大阪府立八尾翠翔高等学校

- 八尾市神宮寺3-107
- 全日制普通科専門コース
 - ・人文ステップアップコース
 - ・理数ステップアップコース
 - ・教職ライコース
 - ・総合コース
- 学級数 1学年6クラス × 3学年
- 自立支援コース設置校 各学年3名 計9名



2

4

○ハ尾翠羽高校といえば

大阪一遅刻の少ない府立高校



○学校創立時のコンセプト

府立学校にこんな学校 ひとつあつてもいいやん

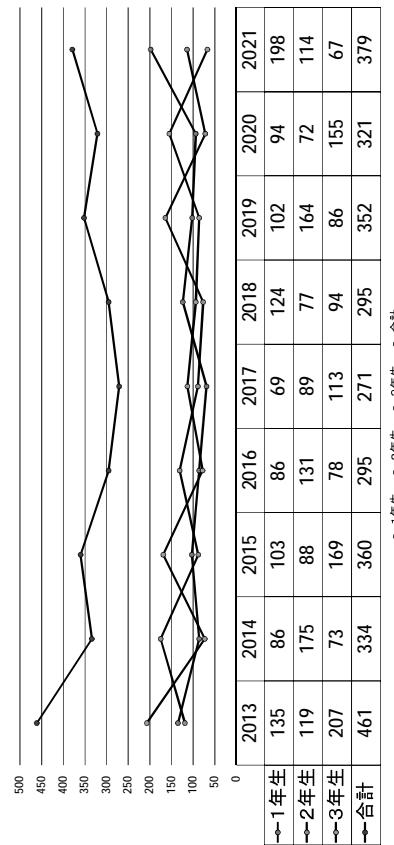
過去9年間 遅刻・欠席数

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
遅刻数	461	334	360	295	271	295	321	379	
欠席数	1694	1846	2121	2065	2054	2973	3354	5208	
合計									

○遅刻目標
各学年アンダー100!



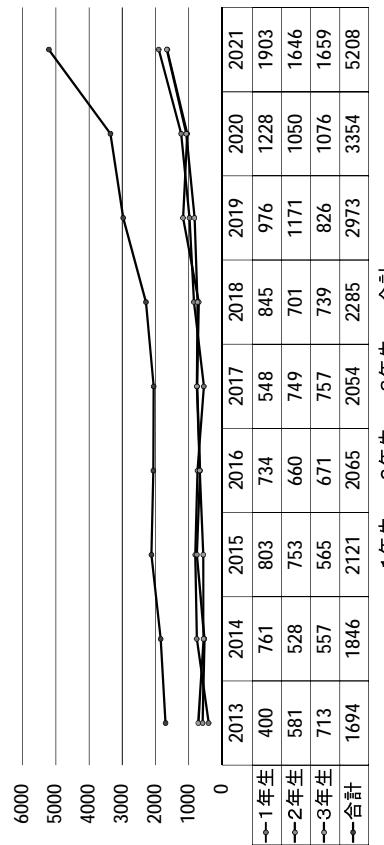
過去9年間の遅刻者の推移(年間)



→1年生 →2年生 →3年生 →合計

7

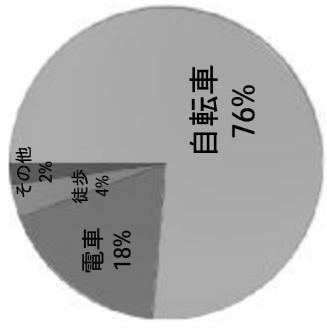
過去9年間の欠席者の推移(年間)



→1年生 →2年生 →3年生 →合計

8

自転車指導の取組み 通学方法



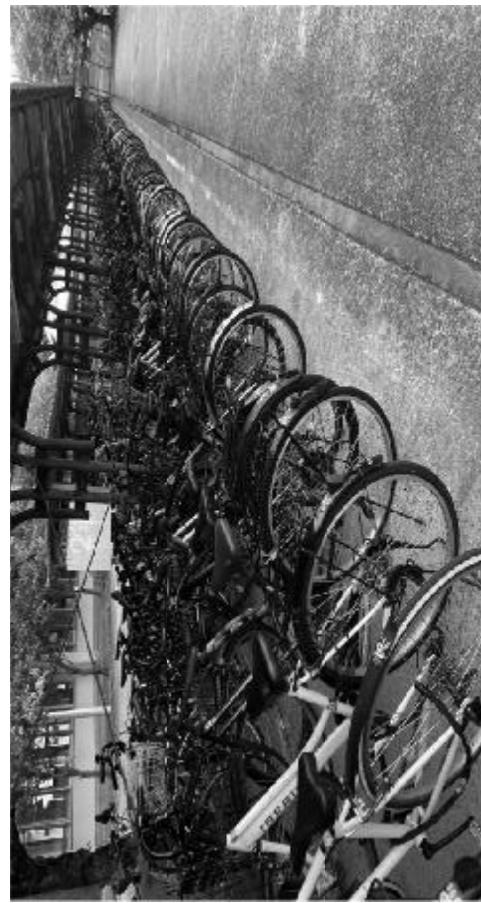
自転車指導の取組み

○違反事項

- ・乗車中の携帯電話使用、イヤホン着用、傘さし運転、二人乗り
 - ・校内駐輪違反 指定場所以外の駐輪、ステッカーなし無届け
 - ・その他校外での違反
- ### ○自転車指導
- ・本校のルールに違反したら、5日間連続早朝登校
 - ・8:00～8:25まで自転車並べ



9



10



11

○交通安全講習会

・令和4年4月28日(木)5限目 13:20~14:10

講師 八屋自動車教習所 112名

卷之三

内谷

自転車事故の現状

2 宝持譜 翼

卷之二

商店街や駅構内など事故が起きたりやすい場所、雨天時や夜間など事故が起きやすい状況で自転車で通行するときに気を付けることなど



ココシバクトロット・操作系をフル開拓・操作感あふれる音と映像



- スケアード・ストレイト方式による交通安全教室
・令和3年12月13日(月)4限目 11:45~12:35
・講師 ハ尾警察署より1名 他スタンタマン5名

・内容

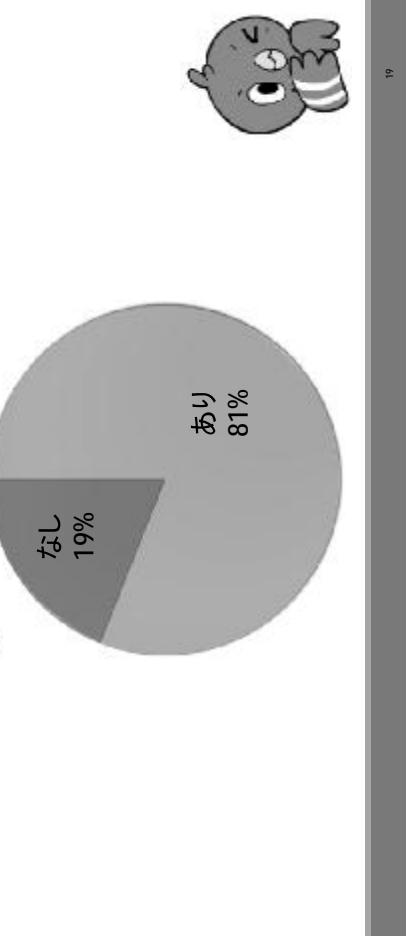
- ①講義 自転車事故の現状
自転車事故の危険性
例) 運転者の死角から飛び出す自転車
自動車のドアが急に開くとき
時速40kmの事故の衝撃など

17



18

- スケアード・ストレイト方式による交通安全教室
・安全意識の変化



19

- スケアード・ストレイト方式による交通安全教室
◎アンケート結果 その1
- ・友達と並走やしゃべりながらの走行に注意しようと思った。
 - ・看板、標識に注意しようと思った。視界が悪ければ特に注意。
 - ・事故の感じがつかめて恐ろしいと思った。
 - ・ゆっくりと周りをみて走行しようと思った。
 - ・自分がルールを守っていても、事故は発生すると気づいた。
 - ・もっと余裕を持つて行動しようと思った。

20



○スケアード・ストレイト方式による交通安全教室

◎アンケート結果 その2

- ・自転車で左側通行を意識しようと思った。
 - ・危険はいつもそばにあることに気づかされた。
 - ・自転車が車の一種であるという意識が強くなった。
 - ・車の死角や内輪差を意識しようと思った。
 - ・「どうせ事故らない」という考えは改めようと思った。
 - ・ぐしあぐしやの自転車をみて40kmの速度の意識が変



21

○免許取得者講習会

・免許登録力ード

- ・自転車で左側通行を意識しようと思った。
 - ・危険はいつもそばにあることに気づかされた。
 - ・自転車が車の一種であるという意識が強くなった。
 - ・車の死角や内輪差を意識しようと思った。
 - ・「どうせ事故らない」という考えは改めようと思った。
 - ・ぐしあぐしやの自転車を見て40kmの速度の意識が変わった。



23

卷之三

卷之三



24

○免許取得者講習会

- ・本校は免許証の取得可能
 - ・免許取得のために授業日に学校を休むことは禁止（懲戒対象）
 - ・登下校時や制服着用でバイクに乗ることは禁止
 - ・6月と1月の年2回開催で免許証登録者は全員参加
 - ・八尾自動車教習所から講師を派遣
 - ・約30分の安全講習会



22

四三

- ・交通安全講習会は、日常の自転車乗車の振り返りにつながる。
 - ・自転車シミュレータでの実習は、細かな道路上のルールの確認や、危険予測の能力向上に効果的である。
 - ・スケアード・ストレイト方式は、安全意識を高める効果がある。
 - ・事故を減らすためには、普段から時間にゆとりをもつて行動することが大切である。



24

【MEMO】

【講義】

「二輪車関連事故防止対策」

大阪府警察本部 交通総務課 自転車対策室

【MEMO】

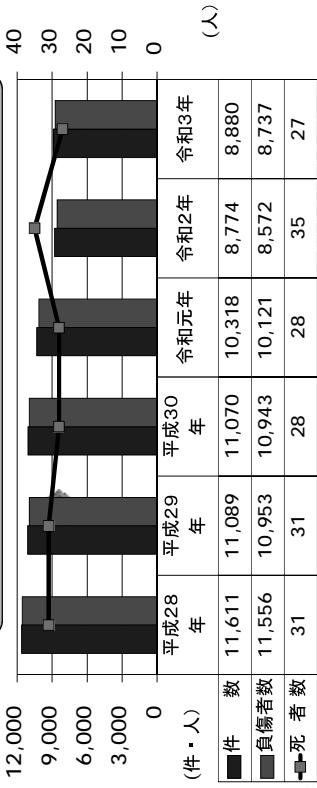
一輪車関連事故対策

大阪府警察本部交通総務課自転車対策室

1 大阪の自転車事故の状況

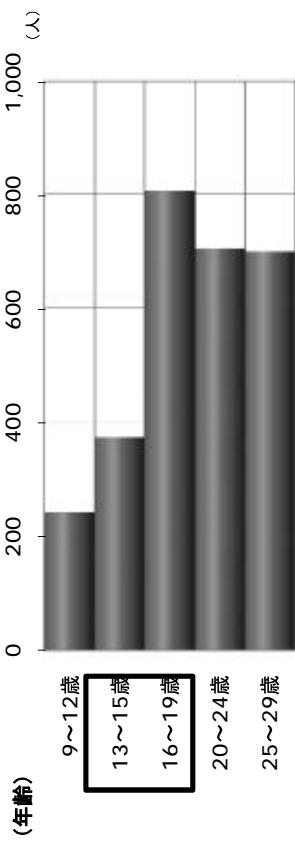
●自転車事故の経年推移

まず、みんなが住んでいる大阪の自転車事故の状況を知つて下さい。

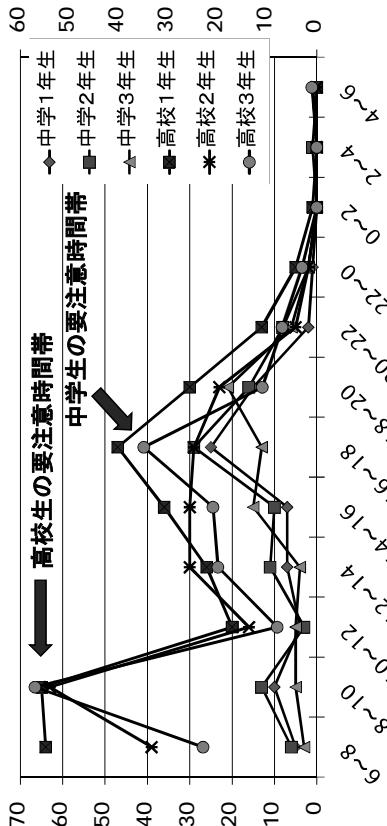


年間で8千件以上の自転車が関係する交通事故が発生しています！

●年齢別の自転車乗用中の負傷者数(2021年中)



●学年別時間別の自転車乗用中の負傷者数(2021年中)



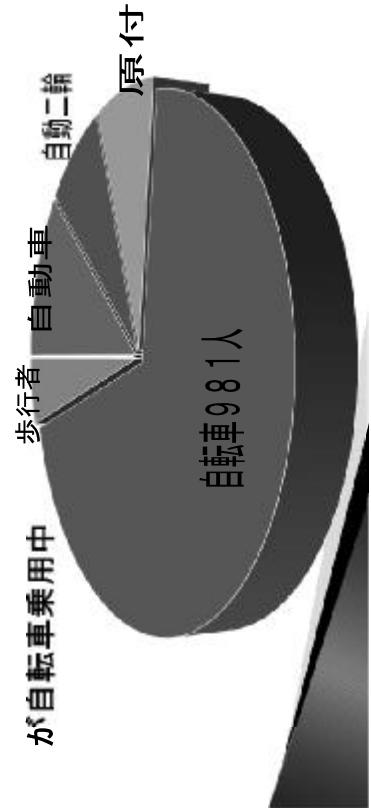
中学生は、16～18時台に
高校生は、通学時間帯の6～10時台が
最も多く交通事故が発生しています。



●中高生の状態別死傷者数(2021年中)

中高生のみさんが、どのような時(歩行中、自動車同乗中、自転車乗用中等)に事故に遭っているかを見てみますと…

※中高生自身が死傷した事故について計上
中高生の事故の約7割



●二輪車事故の特徴

- 「**単独事故**」に注意！！
- **単車・自動車を問わず**
 - 単独走行中にガードレール等に衝突して亡くなっています。
 - スピードの出し過ぎ、体調管理に注意しましょう。
- 「**右直事故**」に注意！！
 - 二輪車は実際よりも「小さく」「遅く」「遠く」に見えます。
 - しっかりと二輪車の動きに注意しましょう。
 - 交差点を右折する際は、対向の右折車両の動きに注意しましょう。



(令和4年上半年、二輪車に係る死者数が**24人！**)
全死者数の34.3%を占める

交通事故は交差点等で多発！

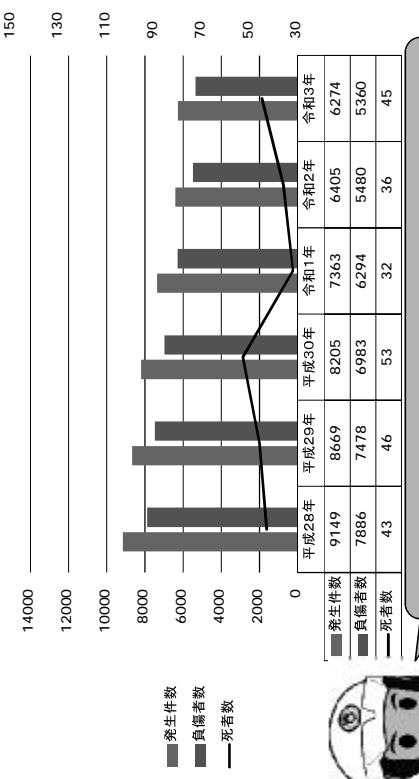
- 令和4年上半年、交差点や交差点付近での死者数は**46人**(全体の65.7%)
- 右左折する際、歩行者・自転車がないか等の安全を確認する。
 - ※ 車には死角があります。歩行者等が死角に隠れているかもしません。しっかりと確認しましょう。



※ 二輪車は、車体が小さいため、実際の距離より遠くにいるように感じます。
二輪車の動きをよく見て、安全に進行しましょう。

} 2 大阪の二輪車事故の状況

●二輪車事故の概要



過去6年間の大坂で発生した二輪車事故になります。



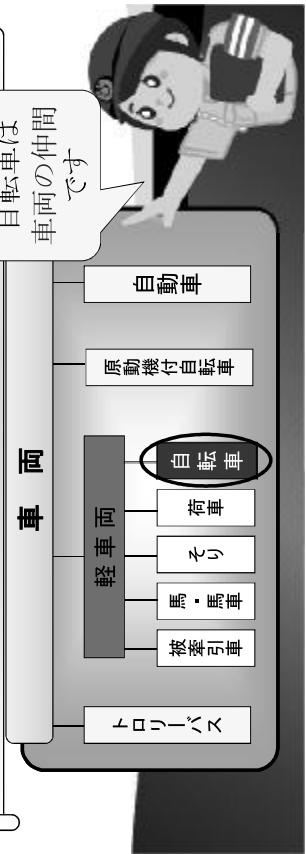
学校の先生方は、
大変お忙しいと思います。
ですが・・・

子どもたちの「命」を守るためにには
警察だけではなく、
家庭や学校での交通安全教育が
欠かせません・・・・・



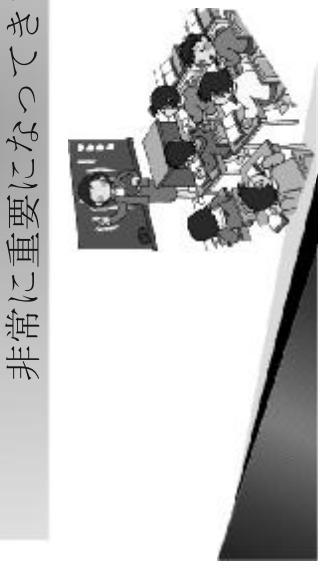
自転車の定義

- 車両の定義 「道交法第2条第1項第8号」
→自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- 軽車両の定義 「道交法第2条第1項第11号」
⇒自転車、普通車その他の力もしくは動物の力により、または他の車両にけん引されるもので、レールを必要としない車をいう。
- 自転車(中)の定義 「道交法第2条第1項第11号の2」
⇒ペダル又はハンド・クラシックを用い、かつ、人の力により運動する二輪以上の車で、レールを必要としないもの。

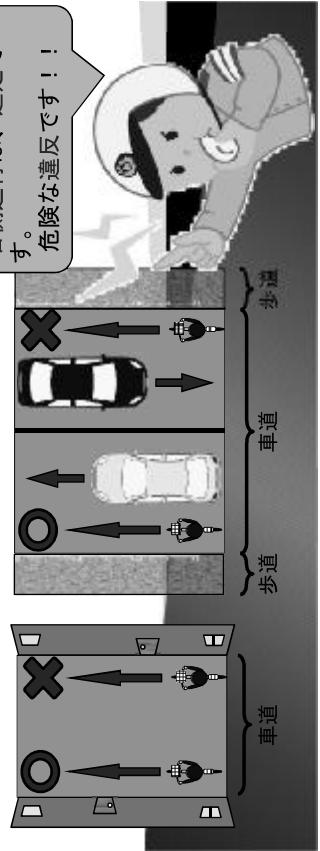


自転車の走行する場所

- 申道通行 「道交法第17条第1項抜粋」
⇒自転車は、歩車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。
(ただし、歩道外の施設や場所には出入りするたまがやむを得ず歩道または路側帯を横断するときは、この限りでない。)
- 左側通行 「道交法第17条第4項、第18条第1項抜粋」
⇒自転車は、道路(車道)の中央から左側部分の左側端に沿って通行しなければならない。



年齢に応じた段階的な交通安全教育により、
自転車を安全に利用する知識・技能の取得が
非常に重要になってしまいます！



自転車が歩道通行できる場合

- 普通自転車、車の歩道通行 [道交法第6・3条の4第1項]
⇒普通自転車は、次の場合は、歩道を通行することができる。

例外規定!

①歩道通行可の標識・ ②子供や高齢者、身体障がい者が運転する場合	③車道又は交通の状況に照らし 通行の安全を確保するため、 やむを得ない場合など

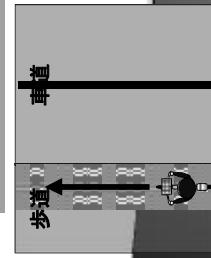
中学生以上は、原則①か③に該当しなければ、
歩道通行はできません！



歩道を走る時の注意点

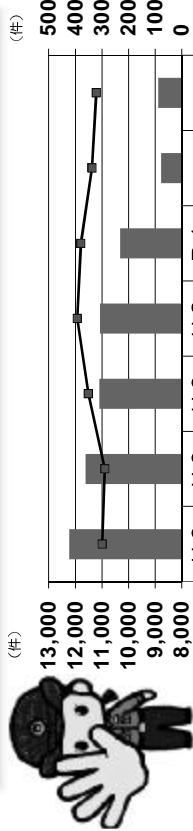
- 歩道通行の方法 [道交法第6・3条の4第2項]
⇒歩道を通行するときは、次の事項を守らなければならない。

- ①歩道の中央から車道寄りの部分を餘行しなければ
なりません。
（歩行者の有無にかかわらず）
②歩行者の通行を妨げることとなるときは、
一時停止しなければなりません。



車道の左側通行が原則です！ 歩道通行は、例外です！

「自転車対歩行者」の事故は減少しているにもかかわらず
増加傾向！

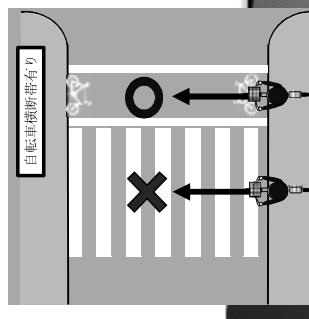


歩道走行中に歩行者に「ベル」を
鳴らすのはもってのほか！
歩道は、「歩行者たぬきの道」で、
歩行者が優先です。

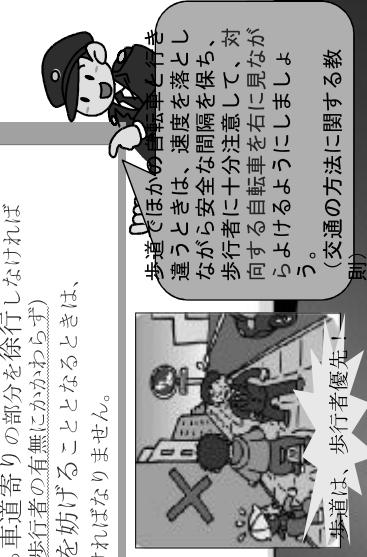


交差点横断時の注意点

- 自転車横断帯による交差点通行 [道交法第6・3条の7第1項]
⇒交差点に自転車横断帯があるときは、自転車はその自転車横断帯を通行しなければならない。



歩行者の通行を妨げる時は、自転車を押し歩き！



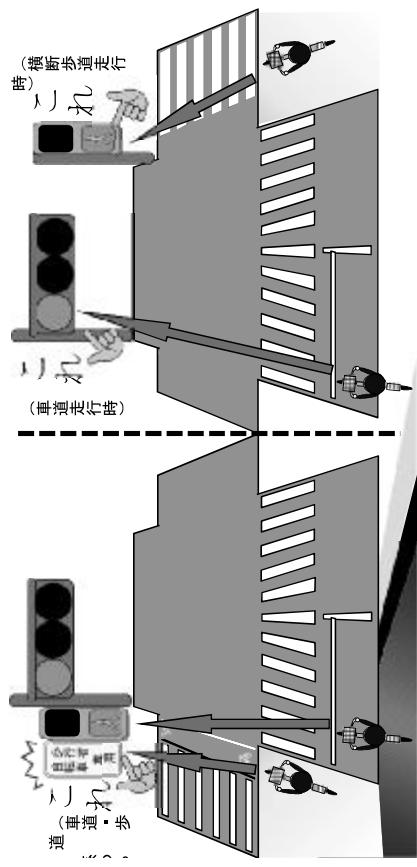
車道の左側通行が原則です！ 歩道通行は、例外です！

横断歩道は歩行者のための場所ですので、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません！
(交通の方法に関する教則第3章第2節1(5))



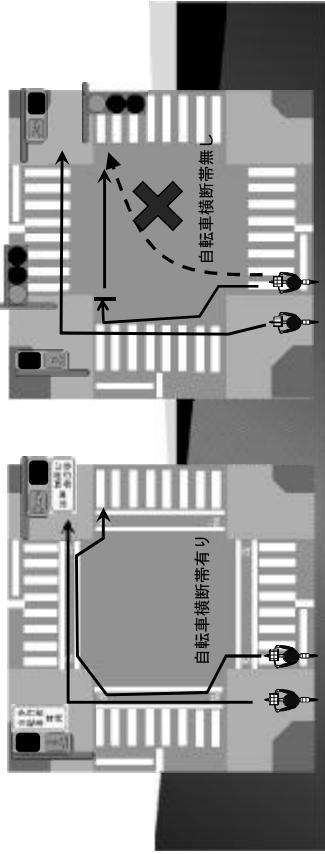
交差点での従うべき信号

- 歩行者・自転車専用信号は優先義務 「道交法第7条、施行令第2条第5項抜粋」
⇒「歩行者・自転車専用信号機」があるときは、自転車は、その信号に従って通行しなければならない。



交差点の右折方法

- 自転車横断帯に上るび交差点通行 「道交法第63条の7第1項」
⇒交差点に自転車横断帯があるときは、自転車は、その自転車横断帯を進行しなければならない。
- 自転車横断帯がない交差点での右折 「道交法第34条第3項」
⇒自転車は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄つて、交差点の側端に沿つて徐行しなければならない。



信号のない交差点は、どうやって曲がればいいですか？

- 道交法第34条第3項
自転車は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄つて、交差点の側端に沿つて徐行しなければならない。



一方通行路の通行ルール

- 通行の禁止等 「道交法第8条第1項」
⇒自転車は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路またはその部分を通行してはならない。
- 左側通行等 「道交法第17条第4項、第18条第1項抜粋」
⇒自転車は、道路（車道）の中央から左側部分の左側端に寄つて通行しなければならない。



ヘルメット着用

ヘルメット着用の義務はあるのでしょうか?

- 自転車に乗車する者に対する乗車用ヘルメット着用 [道交法第63条の1]
- 1. 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 2. 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 3. 車両又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

今年、4月に「道路交通法の一部改正」があり、全ての年齢層の自転車利用者に対しても、ヘルメットの着用を努力義務としています。





ヘルメットを装着時
頭の形が
変わるもの
衝撃

ヘルメット未装着時
頭部が大きく変形します

骨折に至る力の約4倍!
自転車事故で亡くなつた方の
約7割が頭部を負傷していました!
また、全員がヘルメットを
着けていました。

ヘルメット
頭部以外
頭部負傷62人

ヘルメットで受けた衝撃が
幅に減少

骨折に至る力の約4分の1

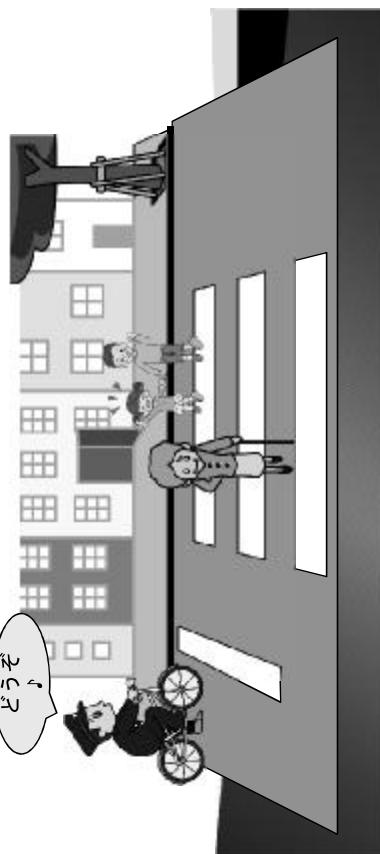
平成28年～30年の自転車乗用中の死者数90人

ヘルメットが頭部を保護しています

横断歩道通行時のルール

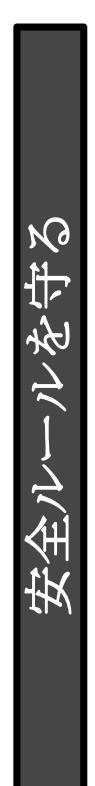
○ 横断歩行者等がいる場合の一時停止。【道交法第38条第1項】
⇒自転車は、その進路の前方の横断歩道等を中断し、または中断しようとする歩行者等があるときは、そのまま横断歩道等の前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければならない。

どうぞ!



安全ルールを守る

- 酒気帯び運転の禁止 【道交法第65条第1項抜粋】
⇒何人も酒気を帯びて車両等（自転車）を運転してはならない。
- 並進の禁止 【道交法第19条】
⇒自転車など軽車両は、他の軽車両と並進してはならない。
- 二人乗りの禁止 【道交法第57条第2項、大阪府道路交通規則第11条】
⇒車両等（自転車）は、一時停止の道路標識がある交差点では、その交差点の（停止線）の直前で一時停止しなければならない。
- 夜間はライトを点灯 【道交法第52条第1項、大阪府道路交通規則第10条第1項】
⇒車両等（自転車）は、一時停止の道路標識がある交差点では、その交差点の（停止線）の直前で一時停止しなければならない。



一時停止の遵守
【道交法第43条】

⇒車両等（自転車）は、一時停止の道路標識がある交差点では、その交差点の（停止線）の直前で一時停止しなければならない。



夜間はライトを点灯
【道交法第52条第1項、大阪府道路交通規則第10条第1項】

⇒車両等（自転車）は、一時停止の道路標識がある交差点では、その交差点の（停止線）の直前で一時停止しなければならない。



二人乗りの禁止
【道交法第57条第2項、大阪府道路交通規則第11条】

⇒車両等（自転車）は、一時停止の道路標識がある交差点では、その交差点の（停止線）の直前で一時停止しなければならない。



並進の禁止
【道交法第19条】

⇒自転車など軽車両は、他の軽車両と並進してはならない。



酒気帯び運転の禁止
【道交法第65条第1項抜粋】

⇒何人も酒気を帯びて車両等（自転車）を運転してはならない。

ところで、みなさん！

大阪府警察のホームページを見られたことはありますか？

事件・事故情報をはじめとして、子供を交通事故や犯罪から守るために、様々な情報を掲載しています！

交通事故防止については・・・

大阪府警察ホームページ

「交通事故」をクリックすると、様々な項目が出てきます。

The screenshot shows the '交通事故' (Traffic Accident) section of the大阪府警察ホームページ. It includes a large button labeled '交通事故' with a hand icon, and several smaller links like '交通事故一覧' (List of Traffic Accidents), '交通事故発生状況' (Traffic Accident Status), '交通事故発生場所' (Location of Traffic Accidents), and '交通事故発生原因' (Cause of Traffic Accidents). A circled link '交通事故発生場所' leads to the next slide.

This screenshot shows the same '交通事故' section as the previous slide, but with a red circle highlighting the '交通事故発生場所' link. A large arrow points from this link to a detailed map of the Osaka area, specifically highlighting the Chuo-ku (Central Ward) area where the accident occurred.

全体マップをクリックすると、大阪府下全体の地図が出てきます。

ここで、身近に発生した交通事故発生状況を確認していただけます。

例えば、府警本部のある「中央区」をクリックする

このように、中央区で発生した事故の発生場所が、地図上に記載されています。

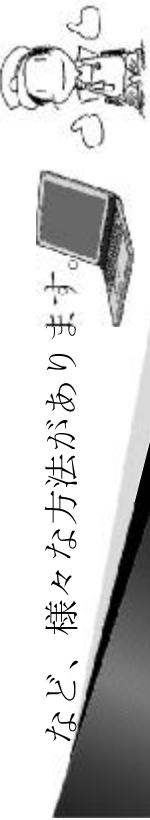
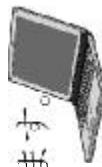
ホームページの「自転車対策室からのお知らせ」にも、啓発チラシやルールブックを掲載しています。



その他・・・

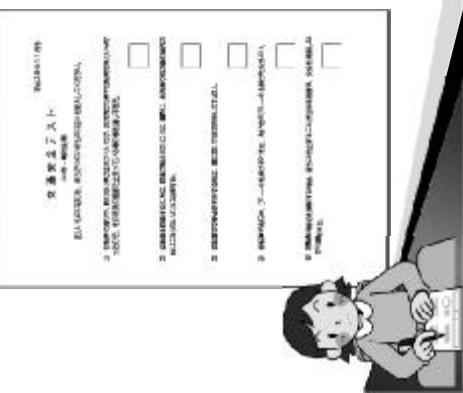
- 視聴覚教材 (DV D) 等の活用
- (大阪府交通安全協会が貸出しています。)
- 交通安全テスト、パワーポイント資料の活用

③あなたのまちの交通死亡事故発生状況一覧



自転車運転者講習制度

- 毎月、関係機関を通じて配信しているものです。
大阪府警察ホームページからも、ご覧いただけます。
- 問題 解答・解説



交通安全アドバイス	安全運転のためのアドバイス
自転車は走行用車両であることを理解し、自転車の運転規則を守ること。	自転車は走行用車両であることを理解し、自転車の運転規則を守ること。
自転車は歩行者と並んで横断歩道を通行する。	自転車は歩行者と並んで横断歩道を通行する。

* 小学生から高校生までに対応した問題を
平成31年1月号から毎月掲載しています。

平成27年6月から 「自転車運転者講習制度」

みなさん、知っていますか？



- 自転車運転者講習制度の受講命令 [道交法第108条の3の4]
⇒都道府県公安委員会は、次に掲げる規定の違反行為（「危険行為」）を反復してした
自転車運転者に対し、都道府県公安委員会が行う「自転車運転者講習」の受講を命じる
ことができる。

【中高生のための自転車の交通事故防止2021】

大阪府教育庁等を通じて配信しているものです。
大阪府警察ホームページからも、ダウンロードしていただけます。

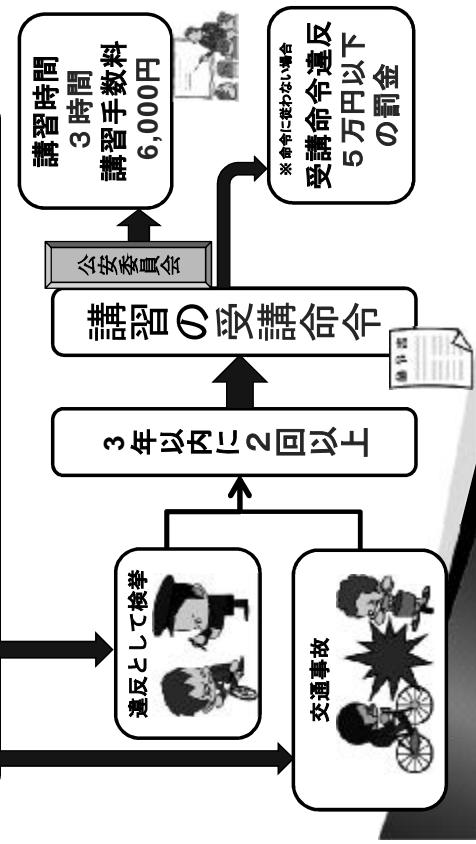
主な内容

- ①自転車関連事故発生状況について
- ②自転車の通行方法について
- ③自転車運転者講習制度について
- ④自転車保険の加入について



？自転車運転者講習制度とは・・・

一定の危険な違反行為



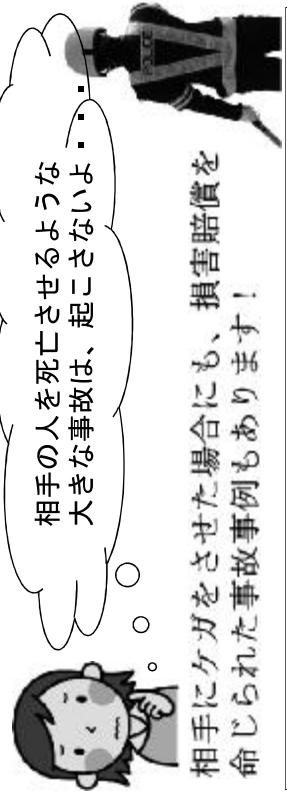
一定の危険な違反行為

- 12 倒動装置（ブレーキ）不良自転車運転
-
- 自転車のブレーキが故障している。安全運転義務違反。
- 13 酒酔い運転
-
- 自転車を運転するのに適切な状態ではない。安全運転義務違反。
- 14 安全運転義務違反
-
- 自転車運転中に携帯電話を使用している。安全運転義務違反。
- 15 妨害運転
-
- 他の車両等の通行を妨害する目的で自転車を運転している。安全運転義務違反。

- 講習制度の対象者は14歳以上
-
- 大阪では、35,000件以上（平成17年6月～令和4年8月末）の自転車の違反で検挙されたり、違反行為を伴った事故を起こしていいます。中・高校生4人が、講習対象者になります。
- 令和4年では大阪で260人の方が講習を受講しています。（令和4年8月末現在）
-
- 自転車運転中の音楽や携帯電話の使用は、歩行者の安全を脅かす危険な行為です。

- 1 信号無視
-
- 信号機の表示などに従わない行為。
- 2 通行禁止違反
-
- 法律規範で運行が禁じられている場所を運行する行為など。
- 3 歩行者用道路における車両の義務違反（通行違反）
-
- 歩道等では、歩行者に注意！
- 4 通行区分違反
-
- 車道の左側を通行！
- 5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
-
- 歩行者が優先！
- 6 過斯陸切立入り
-
- 過斯（かしき）が切（きり）てたり、開（ひら）けようとしている時や、横断歩道（よこだんほどう）に進入（にじゅに）する行為。
- 7 交差点安全進行義務違反等
-
- 経路（けいろ）選択（せんたく）を行なう際（さい）に、歩行者（歩行者）の通行（こうこう）を妨害（ぼうがい）する行為。
- 8 交差点優先車妨害等
-
- 歩行者（歩行者）からその前からできる限りの道路（みち）の左側端（さくそくばん）に寄つて、交差点（こうさてん）の側端（そくばん）に沿つて徐（しゆ）めしなければならない。
- 9 環状交差点安全進行義務違反等
-
- 環状（かんじょう）交差（こうさ）点（てん）内（うち）で運行（うんこう）する行為など。
- 10 指定場所一時不停止等
-
- 一時停止（いちじていし）の交差点（こうさてん）がある場合は、停止（ていし）しなければならない。
- 11 歩道通行時の歩道通行規則違反
-
- 歩道（歩道）に歩行者（歩行者）が優先（ゆけん）する行為など。

- 歩道（歩道）に歩行者（歩行者）が優先（ゆけん）する行為など。
- 右回りに通行！
- 「止まれ」の標識は、必ず止まる！
- 歩道（歩道）は、歩行者（歩行者）優先（ゆけん）です。



他には・・・

大阪府自転車条例により 平成28年7月1日から 「自転車保険の加入」 が義務づけられています！



相手の人生を死亡させるような
大きな事故は、起こさないよ。
命じられた事故例もあります！

事例1：友人たちと2列になつて歩道を行中、立ち止まって携帯電話中の歩行者に追突して、負傷させた。

損害賠償：約55万円（平成15年9月：千葉地裁判決）

事例2：路側帯を自転車で走行中に、脇見運転をし、歩行者に追突して、負傷させた。

損害賠償：約270万円（平成23年8月：大阪高裁判決）

自転車利用者も加害者になり得ますので注意を！

自転車利用者高額賠償や実刑が命じられた判決事例

前方不視
信号無視

神戸地裁（2013年7月） 9520万円
坂道を下ってきた小学5年生の自転車が歩行中の62歳女性と衝突。女性は意識不明。

無灯火
危険な横断

東京地裁（2007年4月） 5438万円
信号を無視した37歳男性の自転車が横断歩道を歩行中の55歳女性と衝突。女性は死亡。

大阪地裁
危険な横断

大阪地裁（2007年7月） 3000万円
歩道上で無灯火の15歳少年の自転車が歩行中の62歳男性と正面衝突。男性は死亡。

大阪地裁
危険な横断

大阪地裁（2011年11月） 禁錮2年
60歳男性の自転車が安全確認をせずに歩道の切れ目から道路を横断。その自転車を避けようとしたタンクローリーが歩道に乗り上げ男性2人と衝突。男性2人は死亡。自転車が死亡事故を誘発したとして実刑判決。

自転車保険への加入確認

事故の相手方を補償する自転車保険の種類

●自転車事故による損害賠償責任は「個人賃貸責任保険」で補償されます。

●TSマーク付車保険は、自転車安全整備店で購入、点検、整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険です。

保険の特徴	保険の特徴
自転車保険	自転車保険
個人賃貸責任保険	自転車保険の特約
火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
盗難保険の特約	盗難保険の特約で付帯した保険
共済	ごくみんなが加入できる保険
団体保険	PTAや学校が窓口となる保険
TSマーク付車保険	自転車の車体に付帯した保険
クリシットカードの付帯保険	カード会員向けに付帯した保険



最近、テレビやニュース等でも
聞いたことのある方がいるかもしませんが…

電動キックボード

を運転するには原付免許若しくは小型特殊
自動車を運転できる免許が必要になります！

ですので、道路上で運転すると無免許運転等の罪に問われる可能性があります。



簡単に説明すると

- ①免許証が無ければ運転することが出来ない乗り物！
- ②運転するには、自賠責保険への加入、ヘルメットの着用
ナンバープレートの標示、前照灯等の保安基準の適合！

道路上に乗るには、ハードルの高い乗り物

自転車は手軽に乗れる、
とても便利な乗り物です。
しかし、ひとたび事故を起こせば、
被害者にも、被疑者にもなり得ます。
自転車に乗るとときは
「車両の運転者」
になるということを、しっかりと
指導してあげてください。



大阪府警察本部自転車対策室

【MEMO】

【MEMO】

【MEMO】